

障害者基本計画（第 3 次）の実施状況に対する意見  
～ 「 4 . 雇用・就業，経済的自立の支援」について

平成 2 7 年 5 月 2 2 日

参考人 田中 伸明

1 意見

( 1 ) 障害者雇用の促進

【4-(1)-1】に関する意見

民間企業、都道府県等の教育委員会で法定雇用率を下回っている点を踏まえ、今後の法定雇用率達成への取り組みが重要である。

【4-(1)-3】に関する意見

「グループ適用の認定を推進」するとともに、親会社との間の人事交流や、特例子会社で蓄積された障害者雇用に関するノウハウを発信していくべきである。

【4-(1)-4】に関する意見

各府省において、障害者を常勤職員として採用する途を積極的に検討すべきである。

【4-(1)-6】に関する意見

厚生労働省が平成 2 7 年 3 月 2 7 日に公表した差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に関する指針の着実な実施と、今後、指針の運用面における拡充を求める。

また、各地方公共団体職員の障害者枠による採用について、知的障害者、精神障害者を除外したり、身体障害者についても重度の者を除外するなどの制限を加えている場合も見られるが、これらの制限を撤廃すべきである。

( 2 ) 総合的な就労支援

【4-(2)-1、2、6】に関する意見

多様な障害種別に対応するため、ハローワークの職員に対する研修を充実させるべきである。

「職場定着支援」、「チーム支援」を今後も引き続き拡充していく必要がある。

【4-(2)-4】

障害者雇用に関するノウハウの提供については、特例子会社で蓄積されたノウハウなどを積極的に活用すべきである。

中小企業等に対する障害者雇用相談、啓発事業等の実施を拡充していくべきである。

【4-(2)-7】に関する意見

在職者訓練などの各種訓練や、能力開発の更なる拡充をはかるべきである。

(3) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

【4-(3)-1】に関する意見

採用後に障害を有することとなった者に対し、事業主が十分な配慮を行い、可能な限り、その者の職場復帰をはかるべきである。

【(5) 経済的自立の支援】に関する意見

今後の施策を検討する上で、障害者の所得状況の把握が必要である。

2 質問事項

- ・ 「定着率」の算出方法
- ・ 雇用された障害者に対する人的サポート、通勤支援のあり方、自営業者への支援などの扱いについて

3 提供を求める資料（資料が存在しない場合は、今後の把握を求める事項）

50人以上の規模の企業で雇用される障害者に関する障害種別ごとの実数及び各障害種別におけるダブルカウントの対象者数

50人以下の規模の企業において雇用される障害者の障害種別ごとの実数

「ハローワークによる障害者の就職件数」に関する定着率

チャレンジ雇用後の就業人数

企業内で活動するジョブコーチ（2号）の実数

最低賃金除外特例の申請件数